

第5期秦野市地域福祉計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和7年11月19日（水）から12月18日（木）まで

2 意見募集の周知方法

広報はだの11月15日号、市ホームページ及び市公式LINE

3 計画案の公表方法

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) 地域共生推進課及び保健福祉センターにおける閲覧

4 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール、電子申請及び持参の方法による

5 提出された意見の内容及びその取扱い等

| 内容分類 | 件数 | 意見への対応区分（※） | | | | |
|------------------|----|-------------|----|----|---|----|
| | | A | B | C | D | E |
| 第1章 計画の策定に当たって | | | | | | |
| 第2章 地域を取り巻く状況 | 1 | | | 1 | | |
| 第3章 前計画の検証と課題 | 2 | 1 | | 1 | | |
| 第4章 秦野市の福祉が目指すもの | | | | | | |
| 第5章 施策の推進 | 30 | 4 | 7 | 9 | 1 | 9 |
| 第6章 計画の推進体制 | 3 | | 1 | | | 2 |
| その他全般 | 9 | 1 | 3 | 4 | | 1 |
| 計 | 45 | 6 | 11 | 15 | 1 | 12 |

※ 意見への対応区分

- A：意見等の趣旨等を計画案に反映したもの
- B：意見等の趣旨等は既に計画案に反映されていると考えるもの
- C：今後の取組において参考とさせていただくもの
- D：計画案に反映できないもの
- E：その他（感想、質問等）

第5期秦野市地域福祉計画(案)に対するパブリック・コメントに寄せられた御意見・御提案等

【区分】

- A…意見等の趣旨等を計画案に反映したもの
- B…意見等の趣旨等は既に計画案に反映されていると考えるもの
- C…今後の取組において参考とさせていただくもの
- D…計画案に反映できないもの
- E…その他（感想、質問等）

| No. | 該当箇所 | 該当ページ | 御意見・御提案等の概要 | 区分 | 御意見等に対する考え方 |
|-----|----------------|-------|---|----|---|
| 1 | 第5章 1-(1)-ア | 28 | 地域共生支援センターが、保健福祉センターにあるということを、市民にわかりやすく伝えるように、例えば戸籍住民課での手続きの待ち時間等に相談窓口を知ることができる機会があるとよいのではないかと。 | E | 戸籍住民課のパンフレットスタンドに、地域共生支援センターのパンフレットを配架しました。 |
| 2 | 第5章 1-(1)-ア | 28 | 相談支援体制の充実がとても大事だと思う。特に、高齢になると、どこに相談したらよいのか分からないという人が多いと思うので、周知の徹底が重要だと思う。 | E | 広報はだのや市ホームページ、LINE、Xといった多様な媒体を用いつつ、より効果的な情報発信方法を検討することとあわせて、こどもに関することや高齢者に関する事など、利用場所にあわせた周知を行います。 また、関係機関と連携を密にすることで、支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげられるよう、努めます。 |
| 3 | 第5章 1-(1)-ア | 28 | 相談する方には、色々な居場所や背景があり、どこに相談したらよいのかわからずに、声を掛けづらいといった課題感を持っている方も多くいると思うので、実態・状況を把握して、困っている方を減らすことや、減らせないまでもどこにアクセスすればよいのかを分かってもらえることも大切な指標だと思う。地域福祉の手立てを必要とされている方に対しての課題感がわかる指標が入っているとよいのではないかと。 | C | こども相談においては、特に支援を必要とする児童に対応した割合を指標に掲げています。 生活困窮者については、それぞれ異なる課題を抱えており、相談内容及び支援方法が非常に多岐にわたっているため、計画では、生活困窮者の種別などの具体的な指標を示していません。 生活困窮者自立相談支援事業では、包括的に相談を受け付ける窓口として、はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』を開設し、相談者が抱える課題を的確に把握して適切な支援につないでいます。今後も、相談内容及びその件数等の報告から地域福祉の手立てを必要とする方の課題を的確に捉え、支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげられるよう、努めます。 また、民生委員児童委員や自治会等の人とのつながりを築くことで相談窓口につなげられるよう、関係各課と連携して取り組みます。 |
| 4 | 第5章 1-(4)-イ | 42 | 成年後見制度は、親亡き後の障害者本人が地域生活を営むうえで大切な制度ですが、今後制度の仕組みが変わることにより、障害児者の不利益にならないように、権利擁護センターの充実を望みます。 | C | 国等の制度改正に適切に対応し、引き続き、権利擁護に取り組みます。 |

| No. | 該当箇所 | 該当ページ | 御意見・御提案等の概要 | 区分 | 御意見等に対する考え方 |
|-----|---------------|-------|--|----|---|
| 5 | 第5章 2- (2) | 56 | 障害児者が毎年増えている状況で、相談事業所の充実を図る目的の為事業所のサテライト（大根鶴巻地区の方が現在のばれっと・はだのに来ることが困難）が必要ではないかと思えます。 障害種別の相談事業所の設置検討が必要だと思えます。 | C | 障害者等への相談支援については、基幹相談支援センターである「ばれっと・はだの」と市域全域にある相談支援事業所(R 8. 1月現在、障害者23か所、障害児16か所)との連携により、支援体制を構築してきました。拠点となる基幹相談支援センターは、平成29年に保健福祉センターから秦野駅近くに移転することで利便性の向上を図り、また、障害者支援委員会等での検討や相談支援事業所連絡会の開催により、充実を図っています。今後も、頂いた意見を含めて検討し、障害者一人ひとりに対応できる相談窓口の充実に努めます。 |
| 6 | 第5章 2- (3) | 63 | 地域福祉を担う人材の育成という中で、取組みの方向性として63ページに「機会について検討します」と記載があるが、「検討」でよいのか、と気になった。担い手の問題は非常に課題となっているので、「機会の検討」ではなく、「機会を作る」とか、もう一歩進めた表現にした方がよいのではないかと。 | A | 御提案のとおり修正します。 |
| 7 | 第5章 2- (5) | 70 | 災害時のBCPは重要であると思うが、介護施設では事業が多岐にわたり、業務も多い。 災害が日中に起これば、職員も多くいて対応することができると思うが、状況によっては難しいことも想定される。行政として、災害時にどのような支援をしてもらえるのかということもあわせて共有していただければありがたい。 | C | 事業所におけるBCPに基づく初動対応を基本としつつ、秦野市として、被災状況や支援ニーズの把握を行い、関係機関と連携した応援調整、物資の確保・提供、福祉避難所の活用や受入調整の支援を行います。また、介護報酬や人員基準等については、国の通知を踏まえ、災害時における柔軟な取扱いを行います。 |
| 8 | 第5章 2- (5) | 70 | 個別避難計画の作成が、なかなか進んでいないと聞いている。 災害時は、要配慮者への対応について地域の力が必要になると思うので、個別避難計画を地域の人たちと一緒に作っていけるような状況になればよいのではないかと。BCPと同様に、個別避難計画は、早く整備していく必要があるのではないかと。 | C | 個別避難計画については、専門職の支援を得ながら、独居や被害想定区域の居住者等を優先して作成してきたため、作成件数が少ない現状があります。 今後は、居住区域や世帯状況にかかわらず、相談支援専門員による作成に加え、国が推奨する本人や家族による計画作成を積極的に推進し、防災に対する自助の意識の向上を図るとともに、地域での情報共有やサポート体制の構築に努めます。 また、地域への普及啓発や本人等への郵送による作成勧奨のほか、作成が難しい方については、福祉専門職による作成支援を行います。 |

| No. | 該当箇所 | 該当ページ | 御意見・御提案等の概要 | 区分 | 御意見等に対する考え方 |
|-----|----------------|-------|--|----|--|
| 9 | その他 | 全般 | 次の世代につないでいくことを考えると、担い手の育成が非常に重要なので、学生が参加するイベントを活用して地域福祉の担い手についてPRするとよいのではないか。 | C | 社会福祉協議会では、市内小中学校と連携した福祉教室や中学生・高校生を対象としたボランティア体験、親子を対象とした親子ふくし体験など、こどもの発達段階に応じた様々な福祉教育を展開しています。これらの福祉教育がひとつの体験として終わることなく、次の行動につながるため、学校や教育委員会と連携し、体験と学習を結び付けて実施できるプログラムづくりに取り組みます。また、より多くの方に参加してもらうため、情報発信の強化に努めます。 |
| 10 | その他 | 全般 | 高齢化や、仕事をしている人が多いことにより地域の担い手が不足し、地域で自治会等の事業を進める人が減っている。担い手が参加・参入しやすい内容や方法を考えてほしい。 | C | 広報はだの特集号により、自治会活動への理解、加入促進につながるよう、周知に取り組んでいます。また、活動を工夫する自治会の事例をまとめた「自治会改善事例集」を作成・配付するなど、引き続き、情報発信を行います。 |
| 11 | 第2章 | 15 | 14地域福祉についての意識調査 令和6年度の調査 年代において10代の回答がないが、今後対象に含めるべきと考えるがどうか。 | C | 若い世代の意識を取り入れることは必要であると考えため、次期計画策定時は調査対象に含めます。 |
| 12 | 第3章 | 22 | 2 前計画の課題のまとめの(1)～(3)は、行政や市民の課題が整理されているが、(4)は課題が不明。避難行動に支援が必要な災害時要援護者に対し、災害時の具体的な避難方法や安否確認の円滑化などを目的として、災害時個別避難計画の作成など、どのように進めていくかは課題になっているのではないのでしょうか。 | A | 御提案のとおり修正します。 |
| 13 | 第3章 | 23 | 3 計画策定に向けた課題整理 地域社会が希薄化し、地域コミュニティが弱体化しつつあるのは、昨今の出来事ではない。このフレーズが言われて久しい。行政が手をこまねていたとは思わないが、「相談を一元的に受けとめ、多機関協働による包括的な支援を充実していくこと」は不可欠である。さらに課題を整理して本市にふさわしい相談体制を構築していただきたい。 | C | 地域共生支援センターが多機関協働の中核を担い、相談支援体制の構築・充実に努めます。 |
| 14 | 第5章 1-(1)-ア | 28 | 現状と課題について、何が課題なのかが分かりづらい。行政と市民の課題を区分し整理していただきたい。例えば「地域生活課題は複雑で多面的である」ということは市民側の課題であり、それを受け入れる行政（相談体制）に問題があるのか。そこを捉えていくことが課題ではないのか。 | B | 市民が抱える課題を理解したうえで行政等の取組を考えることが重要であるため、各施策を実行する際にPDCAサイクルを活用し、適切に取り組みます。 |

| No. | 該当箇所 | 該当ページ | 御意見・御提案等の概要 | 区分 | 御意見等に対する考え方 |
|-----|------------------|-------|---|----|---|
| 15 | 第5章 1- (1) -ア | 28 | <p>本市の相談体制の最大の弱点、「アキレス腱」ではないかと思う。「福祉や子育て等に関する情報を市民等に分かりやすく周知するため、広報はだのや市ホームページのほか、LINE(ライン)やX(エックス)などの多様な媒体を使った情報提供の方法を工夫するとともに、提供する情報内容の充実を図ります。」と、従来どおりの発信パターンでは耳目を引かないと思う。</p> <p>インターネット調査(P18)では、「地域におけるさまざまな生活課題を解決するための効果的な方法は何だと思いますか」の問いに対して「身近な相談窓口 福祉サービスの情報提供・情報発信」の意見が多い。市外や県外の自治体では「断らない窓口づくり」「生活でお困りの方へ「自立サポート相談」断らない相談支援」を課題と捉えて取組んでいる自治体がある。問題は「媒体」頼りにするのではなく、発信の仕方や内容と窓口戦略の在り方をさらに刷新すべきと思うがどのようか。</p> | C | <p>生活困窮世帯については、生活の困りごとや不安を相談するため、生活困窮者自立相談支援事業として、はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』で福祉の総合的な相談に対応し、関係機関と連携しながら、支援員が一人ひとりの状況に合った支援や支援窓口へのつなぎを行っています。また、子育て世帯へのサポートとして、市保育こども園課に保育コンシェルジュを配置し、市民に寄り添った相談支援を実施しています。</p> <p>今後も、より多くの方にも知ってもらえるよう、多様な媒体を活用した効果的な情報発信に努めます。</p> |
| 16 | 第5章 1- (1) -ウ | 33 | <p>取組みの方向性に、「民生委員・児童委員や自治会長など、日ごろから地域住民と関わりのある立場の人に、市の相談窓口等を知ってもらうことを通じて、市民に情報提供を行います」とあるが、民生委員・自治会の業務負担の加重が深刻な問題になっているため、成り手不足に拍車をかけるのではないかと心配である。このことは慎重に対応していただくことと同時に、このような組織等への負担軽減と支援の充実を拡充すべきと思うがどうか。</p> | B | <p>第5章1- (2) の主な取組にも記載のとおり、民生委員児童委員活動の負担軽減に取り組んでおり、今後も、継続的に取り組めます。</p> |
| 17 | 第5章 1- (1) -ア | 30 | <p>虐待やヤングケアラーに関する「こども相談」を計画に位置付けたことは評価できる。窓口の周知などしっかりと取り組んでほしい。</p> | E | <p>引き続き、関係各課や関係機関の協力を得ながら周知に努め、支援対象となる児童に対し、適切な支援を行っていきます。</p> |
| 18 | 第5章 2- (3) | 37 | <p>経済対策となってしまうかもしれないが、物価高騰がある現状で、いわゆる境界層くらい収入が低い方へ向けた支援等について、位置付けることができるとよい。</p> | B | <p>社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大する中、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットを構築するため、平成27年に生活困窮者自立支援法が施行され、これを受け、本市でも、生活困窮者自立支援事業に取り組んでいます。法において、生活困窮者とは、現に生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者とされています。なお、自立相談支援事業は、所得や資産などの具体的な要件を定めていませんので、生活保護に至らない方も利用可能な事業となっております。できる限り対象を広く捉えた対応をしています。</p> |

| No. | 該当箇所 | 該当ページ | 御意見・御提案等の概要 | 区分 | 御意見等に対する考え方 |
|-----|----------------------------|----------|--|----|--|
| 19 | 第5章 1- (3) | 37 75 | 「重層的支援体制整備事業」について 縦割りの弊害を打破する重層的支援体制の構築は重要であるが、実際の運用において、各専門窓口（高齢、障害、子ども）と調整機能を持つ地域共生支援センターとの間で責任の所在が曖昧になり、結果として相談者が「たらい回し」にされる懸念はないか。 庁内の連携強化という精神論だけでなく、複合的な課題を抱える相談者に対し、誰が「メインの担当者（伴走支援者）」となるのか、相談受付から解決までのプロセスを一元管理し、進捗を追跡する仕組みはどのようなかを計画内に明記し、責任体制をより明確に規定してはどうか。 | A | 地域共生支援センターが多機関協働事業の中核を担い、重層的支援体制整備事業を実施することを明記します。 |
| 20 | 第5章 1- (5) -ウ | 47 | 「安心な福祉サービスの提供」の中に「情報提供の充実」が位置付けられているが、豊明市のスマホ条例制定のニュースを受けて、本市と同市のホームページを比較したところ、もう少し利用者が目的の内容（ページ）を見つけやすいようにした方がよいと感じた。福祉関係部局だけでなく市全体に言えることである。 | B | 市ホームページを、情報をより見やすく、探しやすいデザインにリニューアルし、1月30日から公開しています。 |
| 21 | 第5章 2- (1) -ア 2- (3) | 51 64 | 人材育成の中で「助け合いの心を育てる教育」に関する指標を載せていることは、こどもたちの自己実現につながると考える。現在の学校は、こどもたちに順位をつけることをせず、また福祉を学ぶ時間が少ないため、競争意識や福祉の心が育ちにくい状況があり、福祉は目に見えにくく、人に手を差し伸べることを大人が見せないといけない。 | B | 御指摘いただいた点については、教育委員会としても課題の一つと考えており、現在策定中の「教育振興基本計画」においても、学校の教育活動全体を通じて「自分を大切にするとともに他の人も大切にしようとする」人権教育や「助け合いの心を育む」福祉教育の更なる充実を目指しています。秦野のこどもたちが互いに認めあい、尊重しあうことができる環境づくりは、全ての教育活動の土台であるため、具体的な施策に取り組みます。 |
| 22 | 第5章 2- (2) -ア | 56 | 「秦野市地域生活支援センター（ぱれっと・はだの）」のような、障害者を対象とした活動を行う拠点は、障害者が地域で安心して生活するために必要である。 | E | 今後も、障害者が地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点の機能の充実に努めます。 |

| No. | 該当箇所 | 該当ページ | 御意見・御提案等の概要 | 区分 | 御意見等に対する考え方 |
|-----|----------------|-------|---|----|---|
| 23 | 第5章 2-(2)-ア | 57 | 生活困窮者等への食料支援については、地域での活動場所を確保しつつ拠点化が必要だと考えている。ぜひ、各地域で支援を受けられるような地域づくりに支援をしてほしい。また、食糧支援を行っていることや広畑ふれあいプラザに食料が置かれていることは知っているが、フードドライブやフードバンクなどは、いつやっているのか、どこに相談すればよいのかなど、その周知と組織や体制の見える化が必要である。 特に、こども食堂の活動場所を周知してほしい。なお、こども食堂などは、内々の集まりとなっているところも見受けられ、趣旨と違うように感じる。 | B | 生活困窮者への食糧支援については、令和6年度にNPO法人みんなの食堂はだの・フードバンクによるフードバンクが開設され、食料支援を行う各種団体に対する食料提供の仕組みが確立しました。令和7年11月には、市内のファミリーマート3店舗で常時、フードドライブを実施しており、集まった食料は、同NPO法人を通じて食料支援団体に提供されています。 また、社会福祉協議会の窓口では、随時、フードドライブを実施しており、関係団体等と連携した必要性の高い対象者や時期を絞った食料支援の展開により、寄附された食料は生活困窮世帯等に配付されています。今後も、食料支援に関わる団体や市関係課で組織する食料支援検討会議において、情報共有を行いながら、食料を必要としている人に十分な支援を届けるための取組について検討し、より支援の必要性が高い世帯に食料が行き届くよう、関係団体等との連携を強化し、情報共有に努めます。 こどもに対する支援については、令和7年度から新たに、こどもの居場所に携わる団体等を中心として、「はだのっ子未来応援サポーター」制度を開始したことから、情報・活動内容の共有を図り、市内全体への更なる周知に努めます。 |
| 24 | 第5章 2-(2)-ア | 57 | 市民と意見交換する中で、「農福連携」に対する好意的な意見が多数寄せられる。計画案には、「社会参加・交流の促進」の主な取組みに「農福連携マッチング等支援事業」があるが、しっかり取り組んでもらいたい。 | E | 障害福祉サービス事業所等と農業法人等をマッチングさせる「農福連携マッチング等支援事業」は、障害者の日中活動の場の充実や農業分野での就労機会の確保及び工賃向上に加え、農業の担い手の確保にもつながることから、秦野市社会福祉協議会と連携し、引き続き、農業分野と福祉分野のマッチングに努めます。 |
| 25 | 第5章 2-(2)-ウ | 61 | 「インクルーシブ」という視点を位置付けた意味を教えてください。 | E | 地域の生活課題が複雑・多様化する中で、高齢者や障害者、こども、外国人、生活困窮者など、多様な人々が排除されることなく、地域で共に暮らすため、支援の対象を限定しない包括的な視点が必要であると考え、インクルーシブの視点を取り入れました。 |
| 26 | 第5章 2-(2)-ウ | 62 | 「インクルーシブに対応した施設等の整備」の主な取組みに「インクルーシブ遊具等の導入」を盛り込んだことを評価する一方で、実が伴うことが大事であり期待する。 | E | 関連各課で情報共有しながら、各施設で設置する遊具の更新時には、インクルーシブ遊具を含めた遊具を検討します。また、学校施設においては、遊具更新に加えて教育施設の一体的整備に当たり、インクルーシブ遊具の設置を検討します。 |

| No. | 該当箇所 | 該当ページ | 御意見・御提案等の概要 | 区分 | 御意見等に対する考え方 |
|-----|-------------------------|----------|--|----|---|
| 27 | 第5章 2-(3) 2-(4)-ア | 62 65 | 「2-(3) 地域福祉を担う人材の育成」及び「2-(4) 地域における見守りの推進」で、民生委員・児童委員による見守り活動や青少年相談員による街頭巡回指導等が主な取組みに位置付けられているが、地域での担い手が不足しており、人材育成にしっかり取り組む必要がある。 | C | 地域福祉を担う新たな人材を確保するため、民生委員・児童委員の活動について、市ホームページや広報はだの特集号等により、周知します。また、青少年相談員についても活動内容を周知するため、市ホームページ掲載内容の拡充等を行います。 |
| 28 | 第5章 2-(2)-3 | 62 | 「地域福祉を担う人材の育成」とあるが、地域の身近な相談相手である「民生委員・児童委員」は、今年、全国一斉改選を迎えている中、担い手を見つけにくい状況があり、民生委員活動のPRや支援は、大変重要であると考えるので、しっかり取り組んでもらいたい。 | E | 引き続き、民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、その活動がPRできるよう、継続して取り組みます。 |
| 29 | 第5章 2-(4)-ア | 66 67 | 消防団員には報酬があったと思うが、青少年相談員などのボランティアに報酬等がないのであれば、弘法の里湯や富士見の湯の割引券の配付といったインセンティブがあってもよいのではないか。 | D | 青少年相談員は、市政に対する協力員として市から委嘱しており、年間の活動に対して謝礼を支出しています。 |
| 30 | 第5章 2-(4)-イ | 68 | 「2-(4) 地域における見守りの推進」の「イ 誰もが社会に参加できる取組み」を再犯防止推進計画として位置付けているが、これまで「再犯防止」を意識してこなかったのか。更生保護ボランティア等から、相談を受ける場所の確保が難しいといった声を聞く。ぜひ、更生保護ボランティアに対する支援に取り組んでもらいたい。 | B | 本計画案に「更生保護ボランティアの活動の支援」を位置付けて、支援に取り組みます。 |
| 31 | 第5章 2-(5) | 70 | 「防災・減災に向けた取組みの強化」では、市民が、防災・減災について関心を持つことは非常に重要なことである。各施策の実現に向け進めてもらいたい。 | E | 各施策について、担当課と調整し市民に対する周知啓発を行い、地域防災力の向上に努めます。 |
| 32 | 第5章 2-(5) | 70 | 総務常任委員会から政策提言した「インクルーシブな防災」について、整合が図られているか確認し、計画に位置付けることができる事項はしっかり取り入れてもらいたい。 | C | 「神奈川県地震防災戦略」においても、「誰一人取り残さない防災」として、要配慮者などの避難時に弱い立場にある方や災害関連死の対策など、インクルーシブな防災を掲げているため、今後の参考とします。 |

| No. | 該当箇所 | 該当ページ | 御意見・御提案等の概要 | 区分 | 御意見等に対する考え方 |
|-----|----------------|-------|---|----|--|
| 33 | 第5章 2-(5) | 70 | 「避難行動要支援者名簿を活用した安否確認訓練」について、成果・活動量の指標「訓練実施自治会数」で現状値が「0」となっているが、ぜひ取組を進めて実現してもらいたい。 また、この指標の名称をもう少し分かりやすくした方がよい。 なお、「主な取組み」と「成果・活動量」の項目番号を連動させられると良いと考える。 | A | 令和6年度については、総合防災訓練が中止したことにより、現状値が「0」となっていますが、令和7年度は、42自治会が名簿を活用した対面での安否確認を実施しました。 今後も、総合防災訓練時の自治会が実施する訓練メニューに加えるとともに、名簿活用等に関する周知啓発を実施し、災害発生時に備えます。 また、成果・活動量の項目4については、指標名を訓練実施自治会数から避難行動要支援者名簿等を活用した訓練に修正します。 |
| 34 | 第5章 2-(4)-イ | 70 | 第5期計画から「再犯防止推進計画」を包含するとのことだが、成果・活動量の指標が、「広報の媒体数」となっており、再犯率等を指標としなくてよいのか。再考した方がよいと考える。 | C | 本市では、犯罪や非行からの立ち直りや立ち直りへの支援に対する地域の理解が深まるような取組を行います。なお、再犯率は、国、警察、自治体、市民等の取組からの重要な成果指標の一つですが、本市の「地域の理解が深まるような取組」としての活動指標は「再犯防止・更生保護に関する広報の媒体数」として取り組みます。 |
| 35 | 第5章 2-(6) | 72 | 「2-(6)社会福祉法人等による公益的活動の促進」とは、具体的に何を示しているのか、整理をして記載した方がよい。 | A | 御指摘のとおり、具体的な取組等を明記した文章に修正します。 |
| 36 | 第6章 | 74 | 重層的な取組みでは、複合、複雑、また制度の狭間にあるなどの相談について、地域共生支援センターで対応していく仕組みになっているが、現在の人員体制では難しいと考える。 | E | 様々な相談に対する対応の維持・向上のため、関係機関と連携して取り組みます。 |
| 37 | 第6章 | 74 | 地域共生支援センターの人員体制に限りがある中、高齢者、障害者、こども、生活困窮等の各分野の相談支援機関と一体的に取り組む、重層的支援体制整備事業を実施しているが、引き続き、相談者がより相談しやすい体制を整備してほしい。 | E | 引き続き、重層的支援体制整備事業を活用し、より相談しやすい体制を整備します。 |
| 38 | 第6章 5 | 88 | 簡単な説明にとどまっているが、本案の中にもある「成果・活動量」などを用い、いつ、どこで、だれが管理するのか分かりやすく説明したらどうか。 | B | P D C A サイクルに基づき、各施策の取組状況における点検・結果の考察を定期的に行い、計画の着実な推進を図ります。 |

| No. | 該当箇所 | 該当ページ | 御意見・御提案等の概要 | 区分 | 御意見等に対する考え方 |
|-----|------|-------|--|----|--|
| 39 | その他 | 全般 | 小学4、5年生を対象とした「地域福祉計画（こども版）」を作ったかどうか。 | C | 現在策定中の「教育振興基本計画」において、学校の教育活動全体を通じて「自分を大切にするとともに他の人も大切にしようとする」人権教育や「助け合いの心を育む」福祉教育の更なる充実を目指しており、特に「生きる力を育む教育活動の推進」の具体的な施策として、全ての教育活動を通じた人権意識を向上させる取組や福祉教育実践モデル校を中心に、各校で地域と連携した「助け合いの心を育てる教育」を掲げています。一方で、学校教育に対しては、多くの社会的な要望が殺到していることから、学習指導要領や教育振興基本計画を踏まえながらしっかりと整理し、福祉教育の充実を図ります。 |
| 40 | その他 | 全般 | 他市の事例、例えば枚方市や豊田市などの地域福祉計画では、『就職氷河期世代』を、単なる労働政策の対象としてではなく、将来の福祉課題（8050問題）の未然防止対象として明確に位置づけており、国（内閣官房）でも就職氷河期世代支援加速化プログラムを推進しています。秦野市の第5期計画においても、市民に分かりやすく姿勢を示すため、以下の2点を提案します。 1. 計画の現状と課題の分析の中に、就職氷河期世代の高齢化によるリスクを明記すること。 2. 施策の背景として、高齢者・障害者・子どもに加え、『就職氷河期世代を含む複合的な課題を抱える層』という言葉を入れること。 これにより、労働政策に関することだけでなく、福祉の窓口でも対象の方々を拒まず、適切に就労支援や生活支援につなぐ根拠ができると考えます。 | C | 高齢者が地域社会で活躍する場の創出を目的に、55歳以上の高齢者の就労相談窓口業務を、シルバー人材センターへの委託により、実施しています。こうしたことにより、就労に限らず、ボランティア活動も含めて、高齢者の社会参加・生きがいづくりを進めます。また、生活困窮者自立支援事業では、できる限り対象を広く捉え、排除のない対応に努めます。 |
| 41 | その他 | 全般 | 地域福祉計画は、地域における高齢者、障害者、児童やその他の福祉の各分野での共通的な事項を記載する、福祉等個別計画の上位計画であり、同計画記載の施策等は、地域福祉の推進にとって必要であることは理解する。一方で、各事業を財政的に考えると、扶助費として多額の財源を必要とする。そうした費用対効果という面にも配慮して取り組んでほしい。 | E | 各施策について、必要な予算を適切に執行できるよう、取り組みます。 |
| 42 | その他 | 全般 | 図中の文字に鏡の装飾があり読みづらい箇所があるので修正をしてはどうか。 | A | 市民が読みやすい表現等になるよう、修正します。 |

| No. | 該当箇所 | 該当ページ | 御意見・御提案等の概要 | 区分 | 御意見等に対する考え方 |
|-----|------|-------|--|----|--|
| 43 | その他 | その他 | <p>地区別計画の策定について</p> <p>2030プランには「まちづくり」としての「地区別計画」がある。福祉領域にはない。地区別の学校連携をはじめ社会福祉協議会、地域高齢者支援センター、民生委員・児童委員活動のように分離している。できれば福祉領域こそ、各機関などが情報を共有化できるような協議体を構築して、きめ細かな地区別計画は必要ではないかと思う。他の自治体なども参考に参考にしていただきたいと思うがどうか。</p> | B | <p>本計画内で「地区別計画」は策定していませんが、連携する計画として位置付けている社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」において、「地区別福祉活動計画」を策定しています。</p> <p>なお、「地区別福祉活動計画」の策定に当たっては、各地区で行われた総合計画はだの2030プラン後期基本計画の「地域まちづくり計画」策定会議に社会福祉協議会職員が参加することで、内容の整合性を図っています。</p> <p>また、市内全地区（上地区は西地区に含む。）において、自治会関係者、民生委員・児童委員、関係団体等で構成される、地区社会福祉協議会が組織されており、「地区別福祉活動計画」に基づいた、地域福祉活動が展開されています。地区社会福祉協議会において、地域の特性に応じたきめ細やかな福祉活動が展開されるよう、支援に努めます。</p> |
| 44 | その他 | その他 | <p>LGBTQ（性的少数者）について</p> <p>令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行された。この法律は、国民の理解を深め、多様性に寛容な社会を実現することを目的としている。</p> <p>国は、（1）教育現場での取り組み（2）職場でのハラスメント対策（3）公正な採用選考の推進（4）医療制度における配慮など、具体の施策を推進している。自治体がその原動力になる必要があると考える。この計画にも積極的にと入り入れるべきと思うがどのようか。</p> | B | <p>本市では、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、誰もが自分らしい生き生きとした人生を享受することができる「人権を尊重し多様性を認め合う社会」の実現を目指しており、現在策定中の「第5期はだの男女共同参画プラン」において、多様な性の在り方への理解促進、パートナーシップ宣誓制度による支援を位置付けています。</p> <p>また、現在策定中の「教育振興基本計画」では、LGBTQへの理解を含め、全てのこどもたちから社会の中にあるバリアを取り除くため、何らかの対応を必要としている意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応に努める合理的配慮の重要性が示されており、特に教育活動においても、教員、支援員等の確保、施設・設備の整備、個別の支援計画や指導計画に対応した柔軟な教育課程の編成や教材等の配慮を目指しています。引き続き、御指摘いただいた点については、各校と協働して取り組みます。</p> |
| 45 | その他 | その他 | <p>教育現場で、LGBTQへの理解が進むことは個性を尊重されることが必要と考える。制服、お手洗いなど困りはしないか。そういった視点でもこの計画を反映させるべきと考えるがどうか。</p> | B | <p>各校で既に、LGBTQへの理解を含めて個に寄り添った支援を展開しており、男女の性によらない制服の導入を進めている学校も出ています。現在策定中の「教育振興基本計画」においても、LGBTQへの理解を含め、合理的配慮の重要性が示されており、今後も、支援員等の適正配置や施設・設備の整備、個別の支援計画に取り組み、指導計画に対応した柔軟な教育課程の編成や教材等の配慮を目指しながら、御指摘いただいた点についても、しっかりと各校の教育活動に反映させていきます。</p> |